港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

沙土	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\bigcirc	
法律第	日本	都市	民間	廃棄	道路	公有	地方	漁港	特別	沖縄	沖縄	奄美	北海	借地	民法	社債	会社	地方	国 有	企業	港湾	
八十	年電信	計画	都市	不物の	法(水面	分権	漁場	会計	振興	振興	八群島	道開	借家	公(明	、 株	法(自治	財産	全 理	法	目
六号	電話	法(開発	処 理	昭和	埋 立	の推	整備	に関	特別	開発	振興	発の	法(治二	式等	平成	法(法(化促	昭和	次
) (抄	株式	昭和	の推	及び	- +	法(進を	法(する	措置	特別	開発	ため	平成	十九	の 振	十七	昭和	昭和	進法	- +	
•	会社	四十一	進に関	清掃	七年	大正-	図るな	昭和一	法律	法 ()	措置法	特別出	にする	三年	年法律	替に盟	年法律	<u>-</u> +	二 十 -	(昭	五年	
•	の株4	三年	関する	に 関 す	法律等	十年	ための	二 十 ナ	平成	平成し	法(記	措置法	る港湾	法律第	律第八	関する	律第二	二年法	三年法	和二十	法律等	
•	式の売	法律第	る特別	する法	第百八	法律第	の関係	五年法	八 九	十四年	昭和四	法(昭	湾工事	九 十	八十九	る法律	八十六	広律第	広律第	十七年	第二百	
•	払収	有号	措置	() ()	十号	五十	法律	律第	年法	- 法律	十六	和二	がに関	- 号)	号)	平平平	, 号)	六十	七十	- 法律	十八	
•	入の	<u> </u>	法(昭和	$\overline{}$	七号	の整	百三	律第	第十	年法	十九	する	(抄)	(抄)	成 十	(抄)	七号	三号	第 五	号)	
•	活用	抄)	昭和:	四十一	抄)・) (抄	備等	十七日	<u>-</u> +	四号	律第一	年法	法律	•	•	三年	•) (抄) (抄	号)	(抄)	
•	によ	•	六十二	五年	•	•	に関す	号)(三号)) (抄)	百三	律第五	(昭和	•	•	法律等	•	•	•	(抄)	•	
•	る社会	•	二年法	法律第	•	•	する法	抄.	(抄	•	十一号	百八十	和二十	•	•	第七十	•	•	•	•	•	
•	会資本	•	14 第	光 百三	•	•	律(•	•	•	$\overline{}$	- 九 号	- 六年	•	•	- 五 号	•	•	•	•	•	
•	年の整	•	六十	十七	•	•	平成	•	•	•	抄.	$\overline{}$	法律	•		$\overline{}$	•	•	•	•		
•	備の	•	二号	号)	•	•	+	•	•	•	•	抄)・	第七	•	•	抄)・	•	•	•	•	•	
•	促進	•) (抄	(抄)	•	•	年法律	•	•	•	•	•	十三号)	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	に関い	•	•	•	•	•	律第八	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	
•	する性	•	•	•	•	•	+	•	•	•	•	•	(抄)	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	特別措		•	•	•	•	七号)	•	•	•			•	•		•	•		•			
•	置法	•	•	•	•	•	(抄)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	(昭	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	和六	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	十二年	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	年	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•			•	•	•	•	•	•	•	•			•			•	•		•			
21		20	19	19	18	18	18	17	15	14	14	13	12	12	12	11	10	9	8	8	1	

\bigcirc 港 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 +

5 体二 🤇 \mathcal{O} 法 律 で 港 湾 管 理 者 لح は 第 章 第 節 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 設 小. さ n た 港 務 局 又 は 第 三 + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 地 方 公 共 寸

5 2 管こ4を条定 ○二港三の二港に二保旅荷航臨係外水理の 処 湾船 管客さ行港留郭域に法へ 港厚港理廃公舶船施施ば補交施施施必律略 湾生湾の棄害保舶設設き助通設設設要で 理設境め処止施務倉旅設設設岸防航第港 施整の理施設用庫客壁波路十湾 二施 設野降定路路係、泊号設 積用式標、船防地から 船場固荷識駐浮砂及らと 舶、定役並車標堤び第は の貯施機び場、、船十、 た木設械に、係防だ四溝 め場、、船橋船潮ま号湾 の、手軌舶梁く堤りま区 で域 に及 掲 び げ臨 る港 施地 設区 を内 いに うぉ け る 第 묶 カュ 5 第 + _ 묶 ま で に 掲 げ る 施 設 並

穾 堤 及 び 胸

壁

び に

港

湾

 \mathcal{O}

利

用

又

施

設

場

施、乗固航道、堤、 給貯荷道の、い、 水炭物走入鉄、導 施場取行出道桟流 設、扱式港、橋堤 、危所荷の軌、 給険、役た道浮水 油物待機め、桟門 施置合械の運橋 設場所、信河、閘 及及及荷号及物門 びびびさ施び揚 給貯宿ば設へ場護 炭油泊き、リ及岸 施施所地照ポび 及明丨船堤 び施ト揚防 上 設 屋及 CK 港 務 涌 信

5 十 十十十 十十九 九九 八八七六五四三二一は 9 四び三二一くの の物の びの 管 設 設

管施環た物防管役 施施施 第 + 三 号 に 掲 げ る 施 設 を 除 船 舶 修 理 施 設 並

廃 防

棄止

物用

焼 緩

却 衝

施地

設帯

、そ

廃の

棄他

物の

破港

砕 湾

施に

設お

、け

廃る

油公

処 害

理の

施防

設止

その

のた

他め

のの

廃施

棄設

設船備施施設 舶施設設 港乗設 (汚 湾組 第廃濁 管員海十棄水 理及浜三物の 事び、号埋浄 務港緑に立化 所湾地掲護の 、に、げ岸た 港お広るべめ 湾け場施廃の 管る、設棄導 理労植を物水 用働栽除受施 資者、く入設 材の休。施、 設 公 、害

施

湾 倉休憩 庫泊所 て所そ 000 他診他 の療の 港所港 湾そ湾 000 管他環 理の境 でるる た利整 厚備 生の 施た

8 \mathcal{O} 施 ご設め 第 + 兀 号 に 掲 げ る 施 設 を 除

機施

9四び三二 車 (港両港移港 略湾並湾動湾 管び役式施 理に務施設 用廃提設用 移棄供 地 動物用移 施の移動前 設処動式各 理 施 荷 号 清の設役の 掃 用 船に船械設 、供舶及の 通すのび敷 船る離移地 そ船着動 の舶岸式 他及女旅 のび補客 港車助乗 湾両す降 る用 た施 め設 \mathcal{O} 船 舶 船 舶 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 給 水 給 油 及 び 給 炭 \mathcal{O} 用 に 供 す る 船 舶 及

設

 \mathcal{O} 管 理 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 移 動 施

港

湾

計

画

2 第

7 11の国6条 旨 土 (略) (略) 港臣 湾は 管 理第 者四 項 に 通の 知規 L 定 なに ょ け れり ば 提 なら なれ ない。港 湾 計 画 に 0 1 7 前 項 0 規 定 に よる 措 置 を執 る 必 要 が な 1 め るとき は

8 · ~

第 との四つ △い費条設 対は、対は、 「した」「該港」 独地湾 で 方に 又 公お は共い 共 団て 同 同して港湾 て、スペックス 予 施 定款 定 設 港 を を定べて管理 を め、地域な を地地 港 務 先方 局水公 を設立することがで 面とする地域公共団体、従 域を区 来 治該 域とす 港 きる。 湾 に る お 地 V 方 て 公 港 共 湾 寸 \mathcal{O} 体 施 以 設 \mathcal{O} 下 設 関 置 係若 地し < 方 は 公 共 維 寸 管 体 理

2

3 であ予 の体前きつ定港 で調三 前地 (区の項なた港務略) ごを現場で調子 (工方略分協のいと湾局) ごを現等るをの略号港 に議期 。き区の は は域設 、及立こびを れ他発 と協関す 議係る し地関 な方係 け公地 れ共方 ば団公 な体共 らが団 ない。但し、関係地方公共団体が意意見を申し出るべき期間を公告し、体は、その議会の議決を経た上、単独 意見 · 独 見を申し、 且つ、他の 独で又は共同 出の同 る関し るべきになって港 期方務 箇よ L り 月 ょ を 意う 下見を のす る 申出出 が が

二一左団 はより、一般が、議への間内に 国会他 土のの 交通、関係 省を地 令経方 で定調の公共 ためつ、団 る手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければなたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港団体より同項の規定による意見の申出がなかつたとき又は同項の規定によ ならな ょ 湾区 る ない。一域に関係 つ地 い方 て公、共 共

外のあ 港つ 湾て に都 つ道 い府 て県 はが 予 港 定務 港局 湾の 区設 域立 をに地加 先わ 水つ 面て とい しするも 地の 域に をつ 区域で Éは す国 る土 都 交 道 通 府 大 県臣 を 管 轄 す る 都

道

府

県

知

•

(事そ 10者の第6 るを成の一号港である。 もの」と読み替え水めることがでない。 が替えるものできる。 この関 \mathcal{O} と す 場係 る。に地方 お公 い共 て団 第体 四は、項、 項 第第 兀 号 項 中の 一区 港分 務に 局よ の り 設 、 設 立国 に土 加交 わ通 つ大 て臣 い又 るは も都 の道所 府 と県 あ知 る事 のに は申 L 争出 て、 0) 当

8

湾 \mathcal{O} 公

九 第条港 ~区 第略域

2 第 兀 条 兀 項 カゝ 5 第 六 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 港 務 局 が 港 湾 区 域 を 変 更 L ようとす うる場 合 に す

条 務

第 港 務 局 は 次 0) 業 務 を 行 ; う。

5 利 略

 \mathcal{O} 用 に 必 な 務 及 75 施 設 関 す る 所 定 \mathcal{O} 料 金 を 示 す 最 新 0 料 率 表 を 作 成 し、 及 び 公 す

++-5 四三 (人)港 略略湾

第 限十二 に二規 属条程 すのご る二事 事 務 港 に務 関局 しは 規 法 程令 を又 定は め当 る該 こと 港 務 が 局 でを き組 る 織 す る 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 条 例 若 L < は 規 則 に 違 反 な 11 限 り に お て、 そ 0 権

等

2 第 3 十委 五員 (条長 港の 務 給 局与 は 常 勤 す る 委 員 監 事 及 び 職 員 に 対 L て、 給 与 を 支 払 わ な け れ ば な b な

理 L て \mathcal{O} 地 方 公 共 寸 体 0) 決 定 等

2 第 三(

立はて団 を「認体第十港 発単可が四三湾 起独を港条条管 すで受湾第 る港け区二へ者 関湾た域項略と 係管場をか 地理合変ら 方者に更第 公と準す十 共な用る項 団りす場ま 、る合で 体 一 又 」又。 にの はこ、規 読港の第定 み湾場九は 替管合条 え理に第前 る者お一項 もとい項の \mathcal{O} しての場 とて、規合 す の第定に る。地四は 方 条 自第港条 治三湾第 法項管四 第中理項 二っ者か 百港とら 八務し第 十局て六 四のの項 条設地ま 第立方で 二を公の 項発共規 若起団定 しす体は くるが は関港港 第係湾湾 三地区管 項方域理 の公又者 地共はと 方団そし 公体のて 共一変の 団と更地 体あに方 のるつ公 設のい共

2 第 3 十委 五員 (条会 港 湾 管 理 者 と L 7 \mathcal{O} 地 方 公 共 寸 体 は 前 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 業 務 を 執 行 す る 機 関 とし て、 委 員 会 を 置 くこ と が で

域 域 事

一す水う三 る面ご十港 水港港場埋域湾湾合立 七湾条区 内に 施区区は法 1 湾の て、区区は 郭水水限十 施域域り年左内等 号いり 第五 第五十七 の一に関いて又は 1号) 第二条第二条 第を隣 一項と接す のうる 規と地 定す域 たるで よ者あ よる免いつて 許港港 を湾湾 受管管 け理理 た者者 者のが が許指 免可定 許をす に受る 係け区 るな域 水けへ 域れ以 にば下 つな いら港 てな湾 。接 ら但地 のし域 為公と を有い

係公令い 留共で 施空定 設地め 、にる 運おそ 河けの る上 用土空 水砂及 きのび よ採水 又取底 \mathcal{O} 区 域 を 含 む 以 下 同 じ \smile 又 は 公 共 空 地 \mathcal{O} 占

は 排 水 き ょ \mathcal{O} 建 設 又 は 改 良 第 号 \mathcal{O} 占 用 を 伴 う ŧ \mathcal{O} を 除

兀 前 各 뭉 に 掲 げ る t 0 を 除 港 湾 開 発 利 用 又 は 保 全 に 著 L < 支 障 を 与 える お そ れ 0 あ る 政 令 で 定 め る

2 (6

協の日 議許前十臨 良前で工る次水の可ま をで条地 工、し当通地る場別による場別にある。 等の敷の敷がさすでがきよででがきでがきでがきでがきでがきでがきでがきでががが</l>ががが</l 許令内為 でにの 行と Pで廃水は為こ次 を発き、をろの しに各 より、一 ですそに るの掲 と旨げ きをる 港行 又湾為 は管を 同理し 条者よ 第にう 三届と 項けす に出る 掲な者 げけは るれ 者ば当 がな該 同ら行 項な為 のいに 。係 規 定但る にしエ ょ る第の 港三開 湾十始 管七の 理条日 者第の と一六 の項十

きよ 良

限 三あ場。号域調 廃 棄 工 物 処 理 施 令の排 定棄 物 8 3 の 建 1 の 限 1 場の施設り なのの設又 (は改い 積又つ の合は改 計良当 該 工. 場 等 に お 1 て 発 生 す る 廃 棄 物 を 処 理 す る た \otimes \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に

上 二号に掲げるものを除きめるもの(以下「工場等場又は事業場で、一の団 等」と、 という。)の地内における体 おける作 新 又 増床建 設面設 又 は 工 場 若 L < は 事 業 場 \mathcal{O} 敷 地 面 積 が 政 令 で 定 8 る 積 以

兀 き、 港 湾 0) 開 発 利 用 又 は 保 全 に 著 L < 支 障 を 与 え る お そ れ \mathcal{O} あ る 政 令 で 定 8 る 施 設 \mathcal{O} 建 設 又 は

•

5 理す 10者る第3改 (届き項 略けはの略 出 規 な当定 け該に れ事よ ば項り なの届 ら変出 な更を いにし 係た る者 工は 事 の当 開該 始届 の出 日に の係 六る 十行 日 為 前に ま関 でし に第 国項 土第 交二 通号 省か 令ら で第 定四 め号 ると ま で こころ掲 にげ よる り事 、項 そを の変 旨 更 L を 港 ょ 湾 う 管 لح

5

負 担

第 兀

2 玉 団地算前と港十費 体方に二港湾二用 財組項湾管条の と政入の管理 あ法れ規理者へ る第ら定者が略 、そ避 一条いこれ難 不なれぞ港 よそお つのい 「えるもの。現で適用で適用でも通りででであります。」であります。 適用・一負担する 、する。 郭 施 設 \mathcal{O} 建 設 又 は 改 良 \mathcal{O} 工 事 を す る 場 合 に は そ \mathcal{O} 工 事 に 要 す る 費 用 は

3 予 の十れはが 務びいにれに 用しない ことと な る 金 額 に 0 1 7 あ 5 カュ じ \otimes 玉 土 交 通 大 臣 に 申 L 出 て 玉 会 \mathcal{O} 議 決 を 経 た

は七て 港 局」、 読条 み 替 規 のとす 元定は、 港 務 局 に 0 1 7 第 項 \mathcal{O} 場 合 に 準 用 す る 0 場 合 に お 11 て 地 方 公

補

的四 で十費 三用 第条の 兀 号国助 には 掲 げ特 るに 港必 湾 要 施が 設あ る に 係と る認 場め 合る を除 くは 前 港 条 湾 に 管規 理定 者す \mathcal{O} る す ŧ る \mathcal{O} 港の 湾ほ エか 事 の予 費 算 用の に範 対 囲 し内 次 にー 掲 般 げ公 る衆 基の 準利 で用 補に 助供 す す るこ る 目

五四三一と・が

廃港地二 棄湾方 物公港(埋害湾略 立防に 護止お 岸施け 又設る は又水 海は域 洋港施 性湾設 棄境外 物整郭 処備施 理施設 設の係 の建留 建設施 設又設 又は又 は改は 改良臨 良の港 の港交 港湾通 湾工施 工事設 事にの につ建 つい設 いて又 てはは は十改 三分良 分のの の五港 一以湾 以内工 事 に 0 て は + 分 0 兀 以 内

廃 環 施設 内

2 第 四(

3 • 受 4 け開十禁 な発三止 一け保条行 略れ全の為 ば航八等 な路 ら内へ なに略 いお 11 て、 水 域 を 工 作 物 \mathcal{O} 設 置 等 に ょ ŋ 占 用 L 又 は 土 砂 を 採 取 L ょ う ع す る 者 は 玉 土 交 通 大 臣 \mathcal{O}

可

を

第 (収警四 (4 す備十入 る救四港 (こ難条料)略とにの が従二 で事 きす港 なる湾 い船管 。舶理 者 海は 象 文 当 は該 気港 象湾 のに 観入 測港 す に る 従 事船 す舶 るか 船ら 舶当 漁 業 湾 監 0) 視 利 船 用 そ に \mathcal{O} 0 他 き入 政 令 港 で 料 定 を \otimes へる。 収 船 す 頭船についてすることが て で き る。 港た をし 徴

2

担

第 で還る四へ へなしと十国 略いたき六が 場は条負 国港し 又土湾又 は交管は 貸通理補 付大者助 を臣はし 受の、た け認そ港 た可の湾 者を工施 が受事設 、けのの そな費譲 のけ用渡 物れを等 をば国 一なが 般ら負 公な担 衆いし の。又 利但は 用し補 に、助 供国し しがた `負港 且担湾 つ し 施 、 設 設 そ若を のし譲 貸く渡 付はし が補 三助担 年し保 のたに 期金供 間額し 内に で相又 あ当は るす貸 場るし 合金付 は額け こをよ の国う 限にと り返す

第 四三一げ便五へ ・るの十直 項 一 避 二 港 増 二 轄 湾進条工 港へ工を に略事図重 をる要 自た港 らめ湾 す必に る要お こととがって がる一 で場般 き合交 るに通 おの い利 て便 国の と増 港進 湾 管公 理害 者の の発 協生 議の が防 調止 つ又 たは と環 き境 はの 、整 国備 土を 交 図 通り 大 臣避 は難 港 予に 算お のい 節て 用 一 内般 で交 次通 にの 掲 利

お け る 水 域 施 設 又 は 外 郭 施 設 \mathcal{O} う 5 玉 土 交 通 省 令 で 定 \otimes る 大 規 模 な ŧ \mathcal{O} 0)

港

湾

工

当

該

の略難 規 定 に ょ ŋ 玉 土 交 通 大 臣 が す る 港 湾 工 事 に 係 る 費 用 \mathcal{O} う 5 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 施 設 \mathcal{O} 建 設 又 は 改 良 に 係 る ŧ \mathcal{O} は

六五一港 (湾 湾 に略管 理 者 が 当 該 各 号 に 掲 げ る 割 合 で 負 す る。

港 お け る 水 域 施 設 又 は 外 郭 施 設 次 号 に 掲 げ る 施 設 を 除 < 三 0

3 地地 方方へ避四の 公財略難 共 政 団法 体 第 + と七 あ条 るの Oは第 港 項 務及 務局」と読みへび第十九条等 品み替えるも 条第二項の押 の規 と定 すは , る。港 局 に 0 11 T 前 項 \mathcal{O} 場 合 に 準 用 す

第 五一 で き十土 - 三地 条 又 の前工 場条作 合に物 の規の 譲定譲 渡す渡 はる 港 港湾 湾工 管事 理に 者 ょ が 0 負て 担生 L じ た た 費 土 用 地 \mathcal{O} の類は に 工 相作 当 物 す は る 価 玉 額 1土交通

 \mathcal{O}

範

囲 大臣

内

で に

無償

とする。

おい

て、

港

湾

管

理

者

に

譲

す

る

が

る。

0

場

合

に

お

V

て、

は

五一 十特 条 用 の途 七港 湾 (施 略 設 \mathcal{O} 建 設 等 に 係 る 資 金 \mathcal{O} 貸 付

2 第

- 3 けを 限前は港る受港 一湾者け湾略五定 繰項部管かる管 上にに理ら者理 げ定相者加が者 及め当は算そは びるす、金の、 延もる前を貸第 長の金項徴付一 の額の収金項 延滞金、政党は、の国の 徴収その他必要な貸付けの で定めるところにより、 り貸付けの条件に定めた ができる旨をその貸付けの ができる旨をその貸付けの ができる旨をとの貸付ける 定めたところにより加管貸付けの条件に定めたもに使用したとき、その他をしようとする場合にお も他お 他貸付けのなれいては、 条 政 件令 にで 違定 反め しる たとさろ 12 12 ょ 当り 該 貸そ 付の け貸 を付 受け
 - 4 又 の国の貸付けに納付するもの 0) 算金を徴 とする。 収 L たと き は そ \mathcal{O} 徴 収 L た 加 算 金 0 全 部
- 5 期 のニ け 同 の条が国国にご 0) 基 貸付けに係る港湾管 準 に つい ては、 政 令で 理 者 定 0) \Diamond 貸 る。 付 金 に 関 す る 償 還 方 法 償 澋

第 ば利は事 五。 3 な用係が十港 ` 六 湾 ら若留 なし施水条区 略いく設域域 保建定湾定 全設め区の にして域な 、公のい 支 障そ告定港をのしの湾 与他たな え水場い 域合港 る おのに湾 ーおに そ れ部いお のを て い て る用そ予 政しの定 令 へ 水 す る ばる 定有 _ 水 め水開域 面発を る 行の保地 行為をしようとする者は、ツの埋立による場合を除く。)、保全航路の区域を除く。)、に地先水面とする地域を区域、 域 、にと 当 該土おす 都砂いる 道をて都 府 採 道 県取水府 知し域県 、施を 事 の又設管 許は 轄 可そ外す をの郭る 受他施都 けの設道 な港若府 け湾し県 れのく知

2

す 術 上 \mathcal{O} 基 淮

Ŧ. 技十港 術六湾 基条の 準の施 対二設 象のに施二関 で、る技

2 第 設 0 て、 公 共 \mathcal{O} 安 全 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 公 益 上 影 が L 11 لح 認 \Diamond 5 れ る ŧ \mathcal{O} と L 7 玉 土 交 通 省 令 で 定 \Diamond る

0)

ので建 4 確 あ 設 認るし をこ と又 けには なつ改 けい良 れてしば、よ な国うと な交す い通る 大者 ただし、 次条の日 玉 土の 交通 規定 大臣 、その母 が 定め 国 土 た設 し、 一交通 又 計 大 方法 は 臣 改 \mathcal{O} を用 登良 つする 録 いる場 を 技 受 受けた者 術 淮 対 この以 象 施 下 限 設 りで が 登 技 録 確 術 基 。認 準 機 に 関 、 う。) る 0)

3 略受

六~

第 十罰 、四当の一れ 三のはよ定当 第項以のしは 年 以 下 0) 懲 役 又 は 百 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処 す

- 一次 第規下 規反に 定し処にたす 違者る
- 反 L た 者
- 4 3 の 次罰第 第三一れ二二号 八第項かののの 項一、に十九い 、項第該五第ず 第 五第十す規項か十四三る定のに 六十条者に規該 条 第八二年務反者 項一又下停たで、 スス第懲の 十五六 はに 六十条五違 八六 第十 反 元条一万し 第 _ 項一定の 0) 規の違金 定 に よる処分に 違 反 し た 者 は 五. + 万 円 以 下
- 二丸 第か - に 項該 若当 しす くる は者 第は 四、 項三 又十 は万 第円 五以 +下 六の条罰 の金 主に 第処 一す
- 三二偽 第第の第の金三第第の第第一則五五届三各に十三三各五五条 五忌十な十し十十出十号処八十十号十十 六か六く六六を八のす条七七の六六次 つ条は条条し条いるの条条い条条の たの忌ののたのず。二の第ずのの各 下一たのたの忌ののたのず 項る 前 段 若 L < は 後 段 本 文 \mathcal{O} 規 定 に ょ る
 - 第の — 規 項定 0 K 規よ 定る に許 よ可 るを 報受 告け をな とせずいで、 へ確 若認 業 く務 はの 虚全 一為部 。 の
 を 報廃 止 をし た
- の項者五者二避二二者 のしのの +た++ 六者四一 L 告 し、 又 は 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 検 査 を 拒 妨
- 兀 第存第 六十は五し五若 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 L て 帳 簿 を 備 え ず、 帳 簿 に 記 載 せ ず、 若 L < は 帳 簿 に 虚 偽 \mathcal{O} 記 載 を L 又 は 帳 簿 を
 - 五. 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 報 告 を せ ず、 若 L < は 虚 偽 \mathcal{O} 報 告 を L 又 は 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 検 査 を 拒 み、 妨 げ 若
- 5 は第し 二 < 月条避 懲の 役 規 又 定 はに 三 ょ 万る 円 給 以 与 下を の受 罰分け 金る に 委 処 員 す が る。 営 利 を 目 的 と す る 寸 体 \mathcal{O} 役 員 لح な り、 又 は 自 5 営 利 事 業 従 事 た
- 処若六 すし十 略るく三 は条 虚 偽第 の五 記十 載六 を条 しの二 又の は十 正第 当 な項 理の 由規 が定 なに い違 の反 にし 同て 条財 第務 諸 一項各 1号: の備 規え 7 定 置 に カュ ょ ず、 る 請 財 求を 務 諸 拒 たんだ者等に記せ 表 は、二 載 す ベ 一十万円以下べき事項を を 下記 \mathcal{O} 載 過世 料
- 2

届

出

を

せ

ず、

又

は

虚

0 企 化 促 進 法 (昭 和 年 法 律 第五号)

4 2 第

が関・八 です国3条 きる。 (略) (略) 場和あ 合二るに十と · お 六 認 い 年 め て法る は律と 、第き 事業者に発生十三号のは、第二元 そのなのな の受益の限度による温港漁場を備法の規定による工芸 においてその工事に畑法又は沖縄振興特工事を道路法、港湾 特湾 要別法 す措若 る費法と 用のは の定北 一め海 部を負担さいるところになっているところになった。 せよめ らい、自られることが で行湾 く う こ と 、 ・ と

0 玉 有 財 産 法 (昭 和 二十三年 法 律第七十三号)(抄)

有 \mathcal{O} 分 類 及 び 種 類)

2 第

企皇公員公政 (業室共を用財 (財 略用用用い財産略産 財財財う産と 産産産。 は の住居の国におい \mathcal{O} いて国の企業又はその企業に従事する職員の住居ないて皇室の用に供し、又は供するものと決定したないて直接公共の用に供し、又は供するものと決定の用に供し、又は供するものと決定したもの、て国の事務、事業又はその職員(国家公務員宿舎ごげる種類の財産をいう。 法 昭 和 + 兀 年 法 律 第 百 + 七 0)

ŧ \mathcal{O}

国国国ににおおおお のもし 用のた

に 供 し、 又 は 供 す る Ł \mathcal{O} لح 決 定 L た t

3 • 四三二

政制

第

で十二 8き八処 な条分 い 等 っ 行 の 財限 産 は、 貸し 付 け、 交 換 し、 売 り 払 1 譲 与 信 託 し、 若 ī < は 出 資 \mathcal{O} 目 的 لح L 又 は 私 権 を 設 定すること

2 5 略

一二 一二 十貸 的通 と財 し産 ての 土貸 地付 及け 及び土地、次の 00 の定着物(建物を除く。以一各号に掲げる場合に応じ、 下この条及び第二十当該各号に定める期 十七名)期間 条によ

二続物年樹条期 号期の以を普 の間所内目普 おる。 て 同 じ。 を 貸 L け る

場合設を を定目 除す的 味くほか、 うるとき て 的として土! 土五並 地十及 及年び び以土 土上地 \mathcal{O} 定 着 物 を 貸 L 付 け る 場 合 に お 1 て、 借 地 借 家 法 第二十二 条 0) 規 定 に 基 づ < 借 地 権

年

以

内

地 0) 定 着 物 を 貸 L 付 け る 場 合 三十

0

兀 **`**の 同物 項件 第を 号し に付 掲け げる を午 き以 、内

2 定 す前 る項建 期の物 間期そ と間の すは他 っる。 る場 合 更 新 す ることが で き る。 0 場 合 に お 1 て は 更 新 0) 日 カュ 6 同 項 各 に 規

第 納る と付貸前十貸 がが付項三付 で確料の条料 き実の場 ると納合普の記せる 認付に通 めをお財 らそい産 れのて、貸 、貸 か金当付 つ口該料 、座財は そ又産 のはを毎 申貯所年 出金管定 を口す期 承座るに 認の各納 すあ省付 ることが、ることがは 貸関はれ 関付料の 関に委託 は、借受 になら の託受 の徴収上有利と認めた託して行うことを希切受人から、預金又は貯 な 年 ら望貯 れると なる い金の 払 を るとき 前 納さ の出 申出がりませる せることを あの その申出なるのも出れ 出を承認、出た金銭 な すそに るのよ

約

2

は 長前公十貸 に項益四付 対の事条契 し規業 定の普の そに用通解 のよに財除 補り供産 償契約る貸 求を解めて めることができる。解除した場合においてはめ必要を生じたときは、 いては、借受-は、当該財立 し、その貸付期 人產期 はを間 所中 これによる名は つ省公て各共 生厅団 じの体 た長に 損は、い にそて つの公 き契共 当約用 該を 財解公 産除用 を所管であるこ i すとが るが 企 で業 き若 各るし ° <

失

庁

 \mathcal{O}

第 · 各省と ・ ること ・ ること ・ ること 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 補 償 \mathcal{O} 請 求 が あ 0 た لح き は 当 該 財 産 を 所 管 す る 各 省 各 庁 \mathcal{O} 長 は 会 計 検 査 院 \mathcal{O} 審 査 に 付

2 な庁が けので前 れ長き条 な ら前 な項 いの 審 査 0 結 果 に 関 会 計 検 査 院 \mathcal{O} 通 知 を 受け た کے き は そ 0 通 知 \mathcal{O} あ 0 た 判 定 に 基 づ き、 適 当 な 措

0 地 方 自 治 法 (昭 和二十二年法 律第六十七号)(抄

三有 条の 範 囲 略及 び 分

4 2 第 政行3百公 財政 産財へ十財 以産略八産 外と のは 切普 の通 公 地 有方 財 公 産共 を団 い体 う。 お VI 7 公 用 又 は 公 共 用 に 供 又 は 供 す ることと 決 定 L た 財 産 を 11 1 普 通 財 産

لح

は

は

行

普百公 地十財 方八產 公条に 共の関団ニす る 長 委略の 総 合 権

通三有 0

2 第 体 員 会 若 L < は 委 負 又 は _ れ ら \mathcal{O} 管 理 に 属 す る 機 関 で 権 限 を 有 す る ŧ \mathcal{O} は 公 有 財 産 を 取 得 又

の行規政 長政定財 略に財に産 協産よの 議のる用 し使行途 な用政を けの財変 れ許産更 ば可でし なであ ら当る若 な該土し い普地く 通のは 地貸第 方付二 公け百 共若三 団し十 |体の長が 長この がれ四 指に第 定対 するる一項若 ŧ 地 のを権は ぜしようとす?性若しくは地処は第三項 (同) るときいるとの は、あら、設定若し、四項におい らかじ、 め同用 当該普及 『通地方公共団は「項の規定による 体るの

3

四 理 及

第 5 出 \equiv 9 資百行 の三政目十財 略的八產 条の と条の管 若 し行び しくは財会 信産 託は、 L 次 又項 はかこら 第 れ に四 私項 権ま を で 設 に 定定 すめ る ること ŧ \mathcal{O} が を 除 で きくなほ き カュ れ を 貸 付 け、 交 換 L 売 ŋ 払 与

2

三通 十財 八産 条の の管 五理 及 へ び 略 処

2 第

4 た ・二 前め普 3 百普 項必通 の要財へ 規を産略 焼定により. 生じたとた 屋を貸し付い 契約をでは、 場 解普合 除通に し地お した場合に、おかて、そ においては、これの貸付期間よ 借受人は、これによつて生じた損:その契約を解除することができる。4中に国、地方公共団体その他公共1 寸 体 に お て 公 用 又 は 公 用 に 供 す

5 を によつて生じた損失に 0 き そ 0) 補 償 を 求 \Diamond る <u>こ</u>と が で き

9期合普 間に通 内お地 (略) にそのE にそのE 用借団 途受体 を発が長 止指が し定一 たされの きた用 は期途 日 並 当をび 該普込経過 通しの 地方の用途 刀公共団体の長は、もなおこれをその田途に供しなければな 用途に供い そ 0) 契 約世期 を解える日及 除することをいう すること を指 が そ定 で のし きる。 用て 途普 に通 供財 し産

(た場

7

6

0 会 社 法 伞 成十 七 年 法 律 第 八十六号)

七別 十清 九算 条 事 件 0 略管

八

3 2 第 の前へ百特 لح 二略 み項 なの す。 規定 0) 適 用 に 0 11 て は 百 八 条 第 項 \mathcal{O} 法 務 省 令 で 定 め る 株 主 は そ \mathcal{O} 有 す る 株 式 0 1 て 議 決 権 を

有

す

る

4

る

た貸

指し

定付

さけ

れた

0 振 に 関 す る 成 法 律 第 七 + 五

、に

一部一行百 分項す四振 る間第超 `四記 で 務のす務 い部る合履 が当に行 履該おの 行銘い場 さ柄て合 れの た振同お と替項け き株にる は式規取 、の定扱 当うすい 該ちる 履第振 行一替 に号機 係の関 る数が 数が同 を第項 控二及 除号び しの同 た総条 数数第 に三 に占項 乗めの じる義 た割務 数合の にを全 関同部 す条を る第履

しの当 口あ振 座る替 こと機 記き関 載はの 下 又 は当位 記該機 下 関 録 が位で さ機あ れ関っ たにて つ前 振 替い条 株で第 式の一 元同項 つ項の いに規 て規定 の定に すよ 株 るり 主 上超当 限過該 数 銘 るのの知知のない。 \smile 関の のす振 次る替 条当株

数

~ 4 にす振 第 該 式 規る替す一株に当ににる十替 定当株べ項主つ該つ規ま七機 す該式てにへい株い定で条関 る下にの規当て主てすの 口位つ株定該のの 座機い主す下権有発超は百過 管関てのる位利す行過 理又の有口機のる者数各十載 機は権す座関放当に、株五又 関そ利る管又棄該対同主条は 分のの当理はの銘抗条は第記 制下放該機そ意柄す第 限位棄銘関の思のる三当項に 合が思振限機を株が義主定義 計開表替数関す式 数設示株をがべのきの有るの しを式控開き数な一寸場不 たすの除設も(口べ総し 座き数たたが該 にもへ 記の当 載が該 又あ振 はる替 記と機 録き関 がはの さ 下 れ当位 た該機 振下関 替位で 株機あ 式関っ ににて つつ前 いい条 てて第 のの一 す同項 ベ項の てに規 の規定 株定に 主すよ のるり 次超当 条過該 第数銘 一に柄 項関の

で第関 の百の 主第又 する当まれて、は記録に 座定係 柄管する

理超のを百へ 機過株履四口 関の該分へにす八管 す振株制同限る条理 る替主限項るま 株にすと務は間四超 主の当該により、その有別の一部がの一部がの一部がある当該により、その有別の一部がある。 にが有 履 関 関する部で、当該口で、一項に規で、一項に規 銘 きの理る義 下表の不見を表する。 位機関が開か 大はその下位 で、発行者に が、発行者に が、とすべきま 対係第位同合 しの機抗る一機項に たが関す数号関にお 記き機がし第しる扱 載は関でたこれと でき数号口座)の座管 記該ついに総に理 。乗数記機 じに載関 た占又が 数めは同 (る記項 以割録及 下合がび こをさ同 の同れ条 条条た第 に第振三 お一替項 い項株の てに式義 ¬規に務 口定つの 座すい全 管るて部

る数銘 \Box 制 該の銘 限 下権柄 数 数位利の 設も理 又 は当あな 録下て が位第 さ機百 れ関四 たに十 振つ六 替い条 株て第 式の一 に同項 つ項の いに規 て規定 の定に 株すよ 主る り に超当 限過該

4 合機い該 計関て銘当ごに柄当関数主行十座 数又の柄該 をは権の口 控そ利振座 その下放棄管理理性になって、 除のの替管 た位棄式機機 数機のの関関 関意総又分 が思数は へそ 設示当の しを該下 た口座機関及を投機関及を投機関及を投機関及を投機関の放棄 記の機開数 載が関設 又あのし はる下た 記と位口 録き機座 がは関に さ で記 れ当あ載 た該つ又 振下ては 替位第記 株機百録 式関四が にに十さ つつ六れ いい条た てて第振 のの一替 す同項株 ベ項の式 てに規に の規定つ 株定にい 主すよて のるりの 口超当す 座過該べ 管数銘て 理に柄の 機関の株 関す振主 分る替の 制当株有 限該式す 数下にる の位つ当

2 (

0 民 法 明 治二 + 九 年 法 律 第 八 + 九

第 間 六~ は百賃 四貸 二条借 + 年賃存 と貸続 す借期 るの間 存 続 期 間 は + 年 を 超 えることが で き な 1 約 で れ ょ ŋ 長 期 間 を 定 め کے き で あ 0 7 ŧ, そ 0) 期

0 借 地 借 家 法 伞 成 三 年 法 律 第 九 十 · 号) 抄

地

第 条借 借権 地の 権存 の続 存期 続 間 期 間 は、 三 + 年 لح す る。 た だ し、 契 約 でこ れ ょ り 長 1 期 間 を 定 8 た き は そ 0 期 間 とす

地 者 更

第 は四〜 条借 十当権 年事の とが新 す借後 る地の。知期 契期 た約間 だを し、野 新 当す 事る 者場 が 合 こに れお よい りて 長はい、 期そ 間の を 期 定間 めは た と更 き 新 は、 \mathcal{O} 日 そ か 0) 5 期 間年 する。 借 地 権 \mathcal{O} 設 定 後 \mathcal{O} 最 初 \mathcal{O} 更 新 に あ 0 7

買

第 他十二 間時い て、 で 買 契 る取の 新 を لح き は、 いすることは、借地権 権 が 者 で は きる。 借 地 権 設 定 者 に 対 し、 建 物 そ \mathcal{O}

2 当も 前のの前借三建 二期と項地条物 項限し の権 のをて場者借取 規許新合が地請 定与たに権権求 はすにお原の権 る築いに存 こ造てよ続 地とさ、り期 権がれ建士間 でた物地が 存きもがに満 続るの借附了 で地属し あ権さた るとなった。 き続物に は期をお 裁が価 判満 所了 はすい約 借前にあるべ 地に 権設定をおがない 定権 者設 の定請 請者求 求の に承 よ諾 り 、 得 代な 金い ので 全残 部存 又期 は間 一を 部超 のえ 支て 払存 に続 0 す きべ 相き

3 借 \mathcal{O} 期 間 が 満 了 L た 場 合 に お け る 転 借 地 権 者 لح 借 地 権 設 定 者 と \mathcal{O} 間 に 0 1 7 準 用 す

条 三 者 三建

第 がい十 て四第 原 に借 よ地第の っ権 て設者物 土定が買 地者賃取 にが借請 附賃権求 属借の権 さ権目 せの的 た譲で 物渡あ を又る 時は土 価転地 で貸の 買を上 い承の 取諾建 るし物 べなそ きいの とき 」 と は 、 に 地権 求そ者 すのが ^ることがこの第三者はか権原によ はよっ 0 きる地で十 地土 権地 設に 定附 者 属 にさ 対せ した 物 建を 物取 そ得 のし 他た 借場 地合 権に 者お

0 北 海 道 開 発 の た め に す る 港 湾 工 事 に 関 す る 法 律 昭 和 十 六 年 法 律 第 七 十三号)(抄)

湾 す 工 る 費 \mathcal{O}

第 条港 港管 湾 理 管者 理の 者 のる す港 る湾 港 湾 事 エに 事関 です あ 0 て用 北負 海担 道 開 発 \mathcal{O} た \Diamond 必 要 で あ る لح 認 \otimes 5 れ る t 0 \mathcal{O} 費 用 は 水 域 施 設 又 は 外 郭

施

は湾者設の `管が 湾国理そ臨設 法が者の港又 第そと十交は 四のが分通改 十三その施良 二分の四設に 条の十を又係 第一分そはる 三をのれ公も項、五ぞ出の 五ぞ共の 及港をれのに び湾そ負用つ 第管れ担にい 四理ぞし供て 項者れ 、すは が負港る、費そ担湾港国 用のし公湾が 三 害施そ 負分廃防設の 担の棄止用十 のを埋設のの 規そ立又建七 定れ護は設・ はぞ岸港又五 れ又湾はを 前負は環改 項担海境良港 洋整に湾 場る。性備係管 廃施る理 棄設も者 物ののが 処建にそ 理設つの 施又い十 設はて分 の改はの 建良 設に国 又係が五 はるそを 改ものそ 良の十れ にに分ぞ 係つのれ るい六負 もてを担のは、し のは つ国湾係 いと管留 て港理施

2 港 項 のす 合 に 準 用 す

第 港 三一 規が必 で要 きる。 が あ る 場 合 に お 7 て 玉 と 港 湾 管 理 者 \mathcal{O} 協 議 が 調 0 た لح き は 玉 土 交 通 大 臣 は 子 \mathcal{O} 範 囲 内 で

2 第に理「 二お者国前湾条直 項いがが条工 てそその事北工 と準のの規を海事 読用十十定自道 みす分分はら開 替るのの、す発 え港一七前るの ・五」と、「十分五」とある る湾 ・ 項こた も法五五のとめ の第 -分 の がは国 第 一土 兀 六 項 国 交 」とある通大との 中一 第十 の臣 つかけるのは、 七 1条及び第十九条第一項」は「三分の二」と、「十公の八・五」と、「港湾管がの米湾工事の費用につい **ある** 条 - 分管い の理て と あ四者準 がそのと はあのる る + 第の分こ 十はのの $_{\mathcal{O}}$ $^{\vdash}$ お _ と _ あ V 7 項とる 、の同 及 び同は条 第条「第 十第港 九 二湾項 条項管中

とす

し規八工 一国た定十事国 り項は法へ六では附 行の、令こ号日 う規附のの一本当則 も定則規規第電分 のに第定定二信の よ七をに条電間 る項含よ第話 国のむる一株港 。国項式湾 負定以の第会管 担に下負二社理 によ同担号の者 り じ の に 株 に き 割 該 式 対 合につるが、 ょ ŋ いも収二 国 ての入条 が が負担する 、この規-への活用に への活用に 金定費よ規 金額に、日本のでは、日本 を相な充会よ お行当るて資りなってする本国 るめ資のが を金整そ 金 合額しに備の 該にをたつの費 貸は無法い促用付、利令て進に が 令て進に 、につ の該で規予関い 償貸貸定算すて 還付しがのる負 金け付あ範特担 のける囲別す 対る場内措る 当象こ合に置港すでとにお法湾 あがはいへ施 で て昭設 き当、和のおまま 。異二十設 な条二又 る第年は 定一法改 め項律良 をの第の

11 の規 0 て港 は湾で 当理該者 貸に 付対 し 金 ー の 貸 し 付 還 時け た 場 当 付 金当子の に 相 る 金 る 工 額 上事を交付す る す 第二条

奄 美 群 島 振 興 開 発 特 别 措 置 法 昭 和 + 九 年 法 律 第 百 八 + 九号)(抄

7

の同 建じ国 設ごは附 に当則 又 は 対分 対し、第六条第一分の間 一項 本 理 電 \mathcal{O} 信 規 港 電 話定 湾 株に 法 ょ 式 り 会社 玉 和 のが 株式で十五 式 五. 費年 0) 売用 法 払に律 収つ第 入い二 のて 百 活補十 用助八 する に ょ る同第 社 法 会第条 資二第 本条一 の第項 整五に 備項規 の第定 促十す 進一る に号港 関に湾 す掲管 るげ理 特る者 別港を 措湾い 置施う。 法 設 (用以 昭地下

き該第和 り項国る異六六 な条十 る第二 定一年 め項法 をの律 し規第 た定八 法(六六 のの号 規規 定定 をに一 うよ条 むる第 。国 項 以の 公下同 分補助 (第二) じの じ。)によりの割合につ りい る 国が補助、いて、このものに要す ŧ めするの規定する る定 費 金額異 用 にな に相当する金類なる定めをした 額た を法い 無令 利の 子規予 で定算 貸がの しあ範 付る囲 け場内 る合に こにお とはい が、、 て で当

10 行のは う規 も定附 のに則 とよ第 する七 る国項 のの 補規 助定 にに つよ いり て は港 湾 当 管 該 理 貸者 付に 金対 のし 償貸 還付 時け にを お行 いつ てた 、場 当合 該に 貸は 付 金 当の 該 償貸 還 付 金け にの 相対 当 象 すで るあ 金る 額工 を事 交に 付係 する る第 こ六 と条 に第

0 沖 縄 振 興 開 発 特 别 措 置 法 (昭 和 四 十 六 年 法 律 第 百 三十一 号)(抄)

の附

く 付る 囲下信の九へ 11 う 規 国 7 け 場 内 「電 規 条 国 る合に社話定 こにお会株に国無 とよ第略とはい資式よは利則する一)が、て本会り、子 で当 整社国当貸 き該第備のが分付 る異五特株そのけ な条別式の間等 る第措の費 定一置売用港 め項法払に湾 をのし収つ管 し規と入い理 た定いのて者 の規定をの規定による社会による社会による社会 を含む。 以下補 原 集 に)。) 割該促十す 合当# 当 進 一る 合 ににすに号港 についるものに満ち て、このに一つる特別である。 玉 が 補こ要別港湾の港湾い す規る置施う る定費法設。 金金 異に、用いて、 以下 にな充和の同 相るて六建じ 当定る十設 すめ資ニ又 るを金年はに 金しに法改対 額たつ律良し を法い第の 無令て八工第 利の、十事五 子規予六で条 で定算号日第 貸がの。本一 しあ範以電項

8 2

(行の る国項 00 補規 助定 にに つよ いり て は港 湾 当 管 該 理 貸者 付に 金対 のし 償貸 還付 時け にを お行 いっ た て 、 場 当 合 該に 貸は 付 金当 の該 償貸 還付 金け にの 相対 当 象 す で るあ 金る 額工 を事 交に 付係 す る 第五条 に第 ょ り項

0 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 平 成 十 四 年 法 律 第 十 四

 \mathcal{O} に 係 る 例

百~ 第一八沖 一略条縄 (港 略 湾

3 2 第 項) \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 玉 土 交 通 大 臣 が 行 う 港 湾 工 事 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} う ち、 水 域 施 設 外 郭 施 設 係 留 施 設 臨 港 交 通

施

設

港

) 改湾 10 良 公 に害 (係防 る止 も施 の設 に つ廃 い棄 て物 は埋 立 国護 は岸 政海 令 洋 で性 定廃 め棄 る物 と処こ理 ろ施 に設 ょ り港、湾 湾 港環 湾 境 法 整 に備 規 施 定設 す又 るは 負 公 担共 割の 合用 以に 上供 のす 負る 担港 を湾 行 施 う設 用 と地 がの で建 き設 る又 は

の附

丶子

(金しつ以電項五人 10行の国 6 額たい下信の条国 は を法てこ電規 の 無令 の話定国無 のに第略利の予条株には利則 子規算に式よ で定のお会り当貸 貸が範い社国分付 L あ囲てのがのけ 付る内「株そ間等 け場に社式の、 るこ 合お会の費港 にい資売用湾 とはて本払に管 が 整収つ理 で 当第備入い者 きる。 異五別活補港 な条措用助湾 る第置にす法 定一法よる 第 め項」る同 をのと社法条 規い会第第 L 定う資ニー た に法令の規立(本の整備の人)の関立(本の整備の基件の整備のを開放の整備の 焼定を 発第一 条第一 国第関に管 以下同の補助の補助の補助の補助の補助の補助の補助の補助の補助の である。)。 割当措湾 合す。 う。 合す置施 ににる法設以 よつもへ用下 りいの昭地同 国てに和のじ 、要六建 が 補こす十設 助のる二又に す規費年は対 る定用法改し 金とに律良 額異充第の第 になて八工百 相るる十事五 定資六で条 すめ金号日第 をに る 。本一

2

7 り項 も定 ょ する項 る国の の規 補定 助に によ つり V て港 は湾 管 当 理 該者 貸に 付対 金し の貸 償付 還け 時を に行 おっ いた て 場 、合 当に 該は 貸 付当 金 該 の貸 償付 還け 金の に対 相象 当で すあ るる 金工 額事 をに 交係 付る する百 : こ五 と 条 に第 よ 一

8

0 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 平 成 十 九 年 法 律 第二十三号)(抄

第 5 け百つ 7 並 九 目 び十的 〜にハー 略社条 会 資社 本会 整 資 備本 関整 係備 事事 業業 等特 の別 経理計 を は、 確治 に 水 することを目 事 道 路 整 的 備 とする。 事 港 湾 整 備 事 空 港 整 備 事 業 及 び 都 市 開 発 資 金 0 貸

付

2

び

条 及 (歳 略出

3 2 第 港(百歳 歳湾略一入

一入勘 定 に お け る 歳 入 及 び 歳 出 は 次 \mathcal{O} と お とす

イ 般 숲 計 か 5 \mathcal{O} 繰 入 金

- 規間規 略に金に湾 よ等よ法へ るのる第略 貸活貸五 付用付十 金に金五 のよの条 償る償の 還公還七 金共金第 施及一 設び項 等港若 の湾し 整施く 備設は 等の第 の建五 促設十 進又五 には条 関改の す良八 るに第 法係一 律る項 第民又 十間は 三都特 条市定 第開外 一発貿 項の埠 又推頭 は進の 都に管 市関理 再す運 生る営 特特に 別別関 措措す 置置る 法法法 第第律 三五第 十条六 条第条 第一第 一項一 項、項 の民の

二 ホ 5歳

るの規 (トー貸活定港ハ出(定資定港ハ 般付用に湾 △会金によ法△ よる第略 る貸五 公付十 共金五 施及条 設びの 等港七 の湾第 整施一 備設項 等の若 の建し 促設く 進又は には第 関改五 す良十 るに五 法係条 律るの 第民八 十間第 三都一 条市項 第 開 又 一発は 項の特 又推定 は進外 都に貿 市関埠 再す頭 生るの 特特管 別別理 措措運 置置営 法法に 第第関 三五す 十条る 条第法 第一律 一項第 項、六 の民条 規間第 定資一

に金項

よ等の

5 ~ ホ • 略計 \sim \mathcal{O} 繰 入 金

略

4

条会 計 へか 略ら ~ D 繰 入 対 象 経

3 2 第

・ るす営第工 5 貸るに二事港へ百一 付特関十に湾略三般 (け別す六要勘 略に措る条す定 要置法第るに す法律一事お る第第項務け 費五六の費る 用条条規 と第第定港般 すーーに湾会 る項項よ施計 及のる設か び規補のら 民定助建の 間に金設繰 資よ、等入 金る港で対 等貸湾港象 の付法湾経 活け第管費 用に五理は に要十者 よす五が港 るる条施湾 公費の行整 共用七す備 施並第る事 設び一も業 等に項のに の港及に要 整湾び係す 備施第るる 等設五負費 のの十担用 促建五金で 進設条及国 に又のびが 関は八補負 す改第助担 る良一金す 法に項、 律係並広も 第るび域の 十民に臨 三間特海一 条都定環般 第市外境会 一開貿整計 項発埠備所 のの頭セ属 規推のン港 定進管タ湾 にに理一関 よ関運法係

計 繰 入

港(百一 条会 略の

3 2 第 略当湾略五般 該関 納係 付受 金 託 を工 収事 納に し係 たる 年 納 度 付 内金 にの おう いち、 港該 湾工 勘 事 定に かっ らい て 般 会般 計に出 繰に り お 入い れるまれて支 るも 弁 L た政 「する。 令 で 定 8 る 経 \mathcal{O} 額 に 相 る

金

額

- 16 -

定則

入 及 てバ 歳 出 \mathcal{O} 例 等

6 2 第 5 五 般にに資へ条勘 会お繰本略 ~ 0 略 歳 た別 金及七 にび条 こ第 当れに項 る続の 金く規

かた同 入用該社へら場勘社5十港 に公会略一合定会 額限共資 かる的本 建整 計いり整 設備 にて入備 を 事特 繰はれ特 超し、超過 業別 り で措 入当会措 なお残っ あ置 れ該計置 る繰年法 つ法 て第 も入度第 残余がある。同勘定に同勘定に \mathcal{O} と す 相 うる。 いて にニ お項 は、て規 て規 当経定 額五定 翌超短によ を箇に さよ 控年よ 、 年度まで 過額に い るれるも の り 一般 除度り し以一 た内般 で相のの計 金に会 額 同勘で に該ら 金年港 達繰港 か額度湾 す入湾 らはに勘一、お定 る金勘 お定 まに定 般翌いに で相に 会年て繰 の当繰 イ計に? で要し、要し、 金す入額るれ おたれ を金を、額行 い費ら 入て角れ 予へつ れ同 算第た へた る項当 繰 で八場 の該入 定項合 規年金 めのに 定度の る規お にに額 と定い よおが こにて るい ろよは 一て同 に 般国項 よ繰当 り入該 会がに 計負規 か担定 同を入 らしす 勘行金 のたる 定っを

、計

当か

額行

ŋ

れ繰

0 漁 港 漁 場 整 備 法 昭 和 +五 年 法 律 第百三 + 七号)) 抄

5

減

額

L

るとき

は、

定

繰

ŋ

ŧ

 \mathcal{O}

つする。

三二一条漁 港 の類

第第第第五 لح

漁漁漁漁漁の 港港港港種 離そそそ種 島ののの類 そ利利利は 他範範範次 辺囲囲囲の 地がががと に全第地お あ国一元り な漁漁す ŧ \mathcal{O}

種種種種 の用用用 つ的種の も港業 場のよを り主 もと 立するよ 第 種 漁 港 に 属 L な 1 ŧ \mathcal{O}

兀 て 漁 \mathcal{O} 開 発 又 は 漁 船 \mathcal{O} 避 難 上 特 に 必 要 な t

の備い定 承事う漁国 認業ご港は附 で 受 要 場当則 かけ す 整分 つて、 たる費 た 備の 事間 の用 業 を水 に \mathcal{O} ご終く。)のうぇ産業協匠 支 要支弁 るに 充 用 て に充て こられて こられて 元てる資金の、以れるもの(以れるもの(以れるもの)の 妆 L 漁 港 下画備 施 部を知 特 を無法のの事を無法を無法を無法を無法を無法を無法を無法を無法を無法を表する。 利関特置備 子連定法及 で事整第 75 貸業備 るこ う密項せ 接第て に一 どがに 漁 関号に施 で関 する計 は該当する事においます。 き る。 画 業る当 を含 でもす あのる つ(放設 (施 にそ下の つの「整 い収特備 て益定を 農が整行 林当備う 水該事事 產特業業 大 定 臣整と

0 地 方 分 権 の 推 進 を 図 る た め の 関 倸 法 律 の整 備 等 に 関 す んる法 律 伞 成 + 年 法 律 第八十七

の則

前正 三三百 五過 十措

- 第 第百 十港 さにに - 九条の 規 定 に による改 正 前 の港湾 法(以下こ お従 の条に おい 7 旧 港 湾 法 لح いう。 第三 + 八 条
- 2 のの よの可行求定の項ニ湾附 日る法の日とに法の条法 律申前みよ律規 に湾の請になるの定 さ工施は旧す改施に行部 正行よ日改 後のり の際 港現れ第伴 元にされていた申請に反 湾 法 以 (下この係る臨) >条において「新港湾法」とい!港湾法第四十四条第三項の規港地区の決定については、なお という。)第四 たによる変更を命ずお従前の例による。 + 四条 第 三 ベ 項 きこと \mathcal{O} 規 定の に請 よ求 るは 変 更を求 め五 一十九条
- 3 る 認施請規 港 たののそ湾 対行対際れ法 処ら行港四 条 \mathcal{O} に係る旧港湾法第五いものについては、の旧港湾法第五十二公第四十四条の二第の二第二項の規定に 定に ょ ŋ Ź れ た 認 可又 つはこの 法 律 0) 施 行 0) 際 現に 同 項 0) 規 定 に ょ ŋ さ れ て 11
 - 4 分な中湾 にいの法 !湾法第五十八条の二の規定による審査請求であって新港湾法第いては、当該工事の完了するまでの間に限り、なお従前の例にト!第五十二条第一項の規定による港湾工事であって新港湾法第五条の二第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。 なお従前の例による 十 二 条 第 項 \mathcal{O} 規
- 5 に施に 前港 求れ事行 5 な 1 ものに · つ いては な お 従 前 例 による。 であって新港湾法第五十 · 八 条 0) \mathcal{O} 規

0 公 有 水 面 埋 立 法 大 正 十 年 法 律 第 五 十 七 号)

- 規都十 定道 二府条 依県 IJ 知 告事略 示 前 シ 項 タル竣 事 功 項認 及 可 7ヲ為 免 許 条件 シタ ヲ記載シタル ル \vdash + 、ハ遅滞 書 ナク 面 並 関 其ノ旨ヲ告示シ且 係図 書 ノ写ヲ送 地 付スベシ 元 市 町 村 長 二 第 + 条 又 ハ 第 十三 条 第 項
- 3

0 道 路 法 昭 和二十 七 年 法 律 第 百 八十号)(抄)

- 第 が七 当条都 三県 三意 下これらを「主要地」部分につき、その路線とは、地方的な幹線消の認定) 路線 を認 定したも を 成 し、 のを 且. いう。 つ、 左 0) 各 号 0) に 該 当 す る 道 路 で、 都 道 府 県 知 事
- 下 しに < 規市該 れは定又都第府 ら第 すは道 を三 る人府条道 種重口県第の 主漁要五の 港港千区号義 停若湾以域の及 に では は 地方が は 地方が は 地方が は 地方が う。)又は主要な観光地とを連絡する道路場(以下これらを「主要港」という。)、鉄 港湾、 漁港 漁場整: 備法(昭和二十五年法律第1」という。)とこれらと密 法(昭 和二 道 若 第 L 百接 < に三十七な関係 は 軌 道 号() お \mathcal{O} 主 工要な停第五条に る 主 要 車に地 場規 若定港 する 湾 L 法 < は第第 停 留種条 場漁第 港 以若項

- をれ密 経と接 由密な す接関 るな係 幹関に 線係あ でにる あ主 こる要 立れ主停 ら要車 のな場 市観又 町光は 村地主 村とその出とを連れている 沿絡光 す地ると 力道を ル路連 る 道
- 村 こ
- 前る主連二主主 各都要絡以要要 略号道地す上停港 べるの車と 揭県主道市場 げ道要路町とれ 線 地 密 接 な 関 係 が あ る 主 要 地 主 要 港 又 は 主 停 車 場 لح
 - 五 す るとを、 の連主 を絡要 除す停 くる車 外道場 、路又 は 主 要 な 観 光 地 と れ 5 と 密 接 な 関 係 に あ る 高 速 自 動 車 玉 道 玉 道 又 は 前 各 号 \mathcal{O} に 規 定
- に府 地 方 開 発 \mathcal{O} た \Diamond 特 に 必 要 な 道 路

5

0 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 昭 和 四 + 五 年 法 律 第 百 三十 七 号)

の附 `子

 るて項信四 ← づ市のつ国4資はに電条国 金そお話 、一ののい株国無 第略全要て式は利則 部す ¬ 会 又る社社当貸 は費会の分付 一用資株のけ 部に本式間等 を充整の て備売市 予る特払町 算資別収村 の金措入に 範の置の対 一法活〔 囲 内部一用 にをとに廃 いよ棄 そいて、無利子で市町村以外の4いう。) 第二条第4る社会資本の敷ま物を処理するも を登り、変形ので質が 貸し付けることができる。が行う場合にあつてはその者一項第二号に該当するものに備の促進に関する特別措置法にめの施設(公共下水道及び流)者に対して につき、する にのき、する の流域下水 市町村がお 渞 補自法 助ら律 す行第の 用合六で にに号日 充あ。本 てつ次電

5 2

- 当き町償いは らはに当一 はれせ相該項 るン当貸又 当償タす付は 一る金第 償期が金に二 、額相項 期を第を当の 限繰一交す規 の到来時に信候り上げて償 項又は第二次 分金額の補助 還項に助市 を行りたい。 行つた場合(政令で規定による貸付けをり行うものとする。行うものとし、当該村又はセンターに対 該対 補し 助貸 に付 についを て行 は、当つた場 該合 貸に 付は 金 の当 償該 還貸 時 付 にけ おの い対 て象 で 当あ 該る 貸事 付 業
- 6 該定村還て 償め又金 該 還 還限 行 わ れ たも 0) とみ Pで定め める場合を除れた無利子貸付 付 く。) 金 に に 9 おい けて る 前第 項 \equiv の項 規及 定び の第 適四 用項 にの つ規 い定 て に

0 民 間 都 市 開 発 0 推 進 に 関 す る 特 別 措 置 法 昭昭 和 六 + 年 法 律 第六十二号)

四機 条構附 \mathcal{O} 機業則 構務 はの `特 当 例

第 + / 分 0 間 第 兀 条 第 項 各 号 に 掲 げ る 業 務 及 び 第 + 兀 条 0) 八 第 項 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} ほ カン 玉 土 交 涌 大 臣 0 承

認

を

受

7

イ施第う 行八ち次 、に次 す十 二そ四二る六日掲に 電るげ 」話で務 号模の号該会式路行 に事資会、う 定区揭業本社公 め計げの整の園、 民れで民行特式河で た同法都要措売の川、きる 五項第二号の施設の二条の五第三項に担発事業として行わり其用に充てる資金の人の活用による社会のが開催しまる。 利一備他 子で貸っ し当にの 対けること当するものに関する特に関する特の用に供す で別る あ措施 つ置設 て法の 政 (整 令昭 備 で和に 定六関 め十す る二る も年も の法の を律の

い条 する 開画 発等促出法第四 事業 進条 足を定れまれて めの る都 も市 の計 に画 関施 す設 る又 都は 市同 計 法 画 第 に十 お二

口 掲 げ る 間 都 市 開 発 事 そ \mathcal{O} 他 0) 民 間 事 業 者 に ょ つて行 わ れ る 同 号 \mathcal{O} 政 令 で 定 \Diamond る 都 市 計 画 施 設

に又整設 ← 限は備の都の 略る拠特整市整第ての第)。出別備計備ニそ四二 さ措に画に条の第条者号本げ掲 れ置関法関第配一第に た法す第す二置項二対以信事る金第る五る項及第項し下電業業 二事条事第び一第 額 の条業の業二規号一当社株道を 該 全第一同定 事 業部 が項号に 0 地第イス ょ 施 方公共 又りは指 行 号 に 口定 要する費用 該 にさ 寸 当 体 掲れ ヨするものであつて政合掲げる事業を除く。)でれた都市計画区域以外 に より出資され、 に 充てる資金の一部出資され、又は拠 外 令で で都区 部を無利子で貸し付けること。拠出されている法人を含む。)の定めるものを施行する者(地方部市機能の維持及び増進に寄与は区域において行われる前号に規立 定市域 き機能の! (地方公共団 寄に規 な定す 0) 出資又は ŧ る の公 体 の共 (そのガラち) 拠 出 、に に 出 係 社 供 資 さ会 る す 法れ資る 人 、本 施

2 5 17

0 都 市 計 画 法 昭 和 四 +三 年 法 律 第 百 号)

九行 条者

2 第 • 五

4 業お をい国3十施 施ての 行こ機へ (略) れ関略 5 の都 処 道 が分府 を受けるので で 、きる。 て市 い町 る村 لح 以 きかの 0 そ者 のは 他 特事 別 業 なの 事 施 情行 がに あ関 るし 場て 合 行 に政 お機 い関 ての は免 許 都 道許 府可 県 知認 事可 の等 認の 可処 を分 受 を け 必 7 لح 都す 市る 画合 事に

5 (7

0 号 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 の 株 式 の 売 払 収 入 の 活 用 に よる社会 資本 . の 整 備 の 促 進 に 関する 特 別 措 置 法 (昭 和 六十二年法 律第 八十六

別

第 に第七〜 、一条特 関ら入 係一れ 特般 別会 会 計 計に の繰 当り 該入 貸れ 付ら 金れ にた 相と当き すは、 金第 額二 を条 特第 別 融項 資 又 関は 係第 特 別 条 会の 計二

2

別必つ 事要て前 略業の民条予項 関あ間第算の前融 係る投一で規条資 特も資項定定第関 別のののめに一係 充地 りよのよび たしなび 元でる より、 の財源 の財源 ため、当該公共的建設事業における就業機会の増大に寄与債整理基金特別会計から一般、繰り入れるものとする。、繰り入れるものとする。、に充てるため、特別融資関、国債整理基金特別会計から別事業関係特別会計への繰入 米に要する費用(国が負担す5年すると認められる社会資施会計に繰り入れられたと 但すべき き費 整 -備国 すが 用 に る実も施 限 ぬる。) ものの 施する) に 相 ち 共 当緊的 す急に設 金実事 額施業 を する あ

で定 めるところにより、 り入れるものとする。

3